

令和2年3月2日

新型コロナウイルス感染症に係る 旅客自動車運送事業者向け特別相談窓口の設置

新型コロナウイルス感染症の拡大により、バス、タクシーなどの旅客自動車運送事業者※においては、日々の運行における感染防止対策を行いつつ、観光客の減少による経営環境の悪化などについて、様々な不安、心配をかかえながら、最も身近な「地域の移動手段」として公共交通の維持・確保を行っています。

このため、旅客自動車運送事業者からの相談や要望にきめ細かく対応するため、本日（3月2日）、北海道運輸局内に特別相談窓口を設置します。

※旅客自動車運送事業者＝乗合バス事業、貸切バス事業、タクシー事業、ハイヤー事業

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により、日々の運行における感染防止対策を行いつつ、観光客の減少による経営環境の悪化などについて様々な不安、心配をかかえながら、最も身近な「地域の移動手段」として公共交通の維持・確保を行っている旅客自動車運送事業者の相談や要望を伺い、活用可能な支援策の紹介や、道路運送法等関係法令の解釈や適用について、国土交通本省及び他の行政機関等とも連携の上、支援及び助言等を行います。

2 特別相談窓口連絡先

設置場所 国土交通省北海道運輸局自動車交通部

旅客第一課（乗合・貸切バス事業） 電話：011-290-2741

旅客第二課（タクシー・ハイヤー事業） 電話：011-290-2742

FAX（共通）：011-290-2704

電子メール：下記「行政相談受付窓口」メールフォーム

※件名に「新型コロナ」と記載のこと。

http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/header/soudan/form_index.html

3 支援及び助言等の内容

- ・旅客自動車運送事業者からの相談、要望への対応
- ・旅客自動車運送事業者が活用可能な支援策（助成制度等）の紹介
- ・中小企業支援策や雇用調整助成金の活用を検討する旅客自動車運送事業者に対し、支援の窓口を紹介

【問い合わせ先】

北海道運輸局自動車交通部旅客第一課（乗合・貸切バス事業）久原・平澤・山本

電話 011-290-2741 FAX：011-290-2704

北海道運輸局自動車交通部旅客第二課（タクシー・ハイヤー事業）相田・松田

電話 011-290-2742 FAX：011-290-2704